資料５－１

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第５回　ICTアクセシビリティ確保部会

説明資料
（障害福祉サービスにおける就労支援）

平成31年２月12日

厚生労働省　社会･援護局
障害保健福祉部　障害福祉課

障害者の数

○ 障害者の総数は**936．6万人**であり、**人口の約7．4%**に相当。
○ そのうち身体障害者は436．0万人、知的障害者は108．2万人、精神障害者は392．4万人。
○ 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向。

（在宅・施設別）

障害者総数　936．6万人（人口の約7．4%）
うち在宅　886．0万人（94．6%）
うち施設入所　50．6万人（　5．4%）

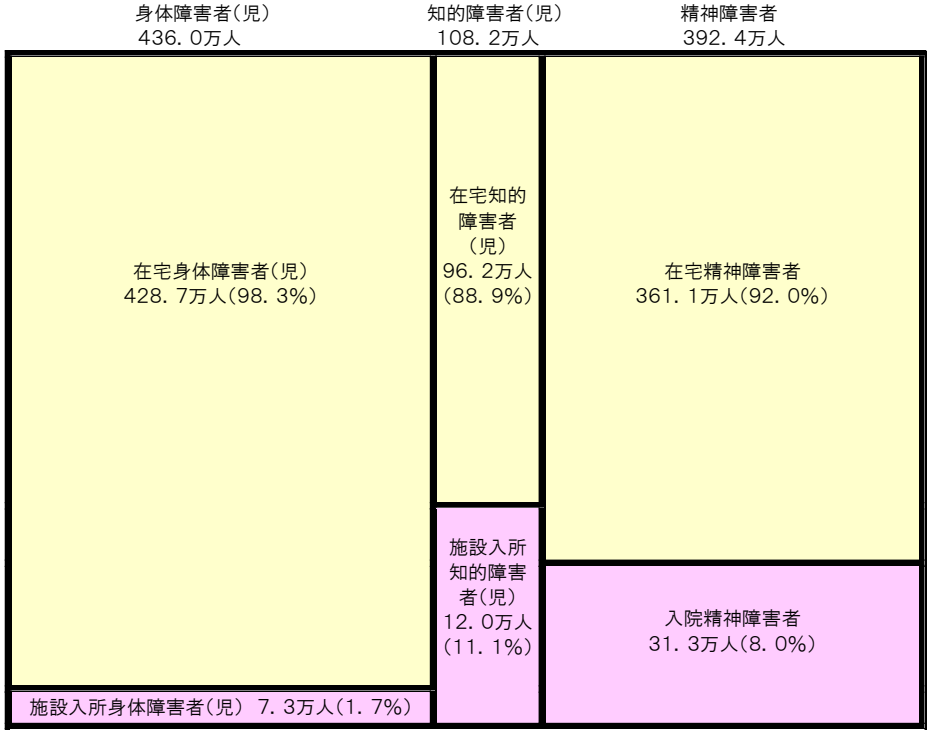

（年齢別）

障害者総数　936．6万人（人口の約7．4%）
うち65歳未満　48%
うち65歳以上　52%

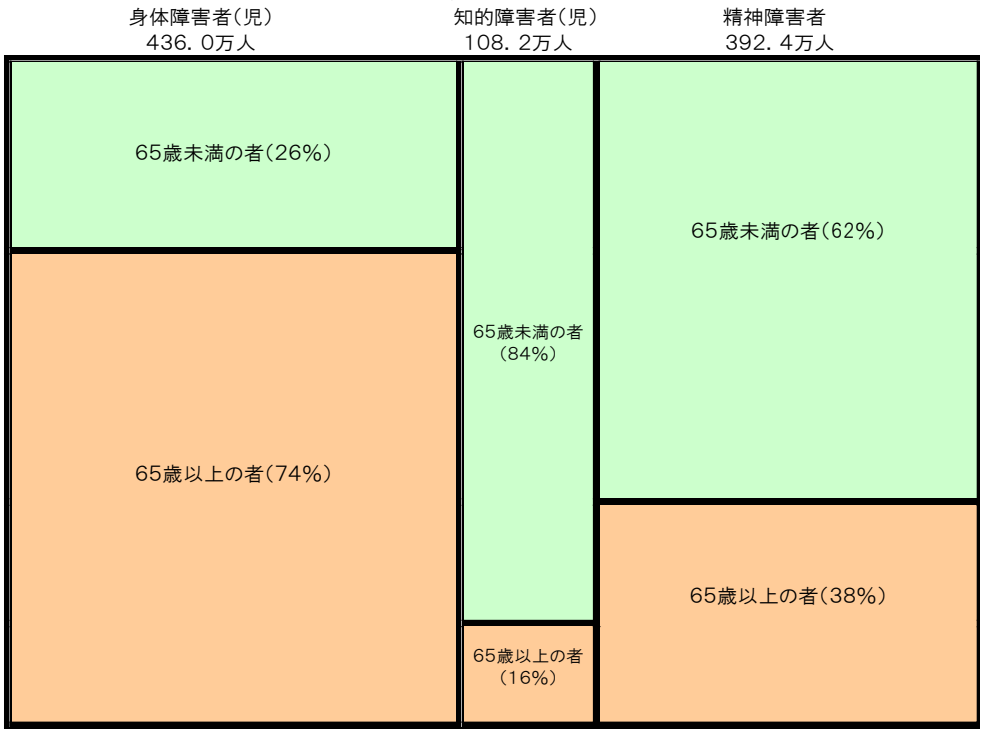

※身体障害者（児）及び知的障害者（児）数は平成28年（在宅）、平成27年（施設）の調査等、精神障害者数は平成26年の調査による推計。なお、身体障害者（児）には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
※平成28年の調査における在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）は鳥取県倉吉市を除いた数値である。
※在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等（精神通院医療を除く。）を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

障害者総合支援法の給付・事業

○ 障害者に対しては、障害者総合支援法に基づき、各種障害福祉サービスを提供。
○ このうち、障害者の「働く」を支援するサービスとして、就労移行支援、就労継続支援等を提供。

市 町 村

介護給付
- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援

第28条第1項

訓練等給付
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助

第28条第2項

自立支援給付 第6条
★原則として国が1／2負担

障害者・児

相談支援
- 基本相談支援
- 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
- 計画相談支援

第5条第18項

自立支援医療
- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

第5条第24項

補装具 第5条第25項

★国が1／2以内で補助

地域生活支援事業
- 相談支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム 等

第77条第1項

支援

- 広域支援
- 人材育成 等

第78条

都 道 府 県

★自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は都道府県及び指定都市

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数**約937万人**中、18歳～64歳の在宅者数**約362万人**
（内訳：身体101万人、知的 58万人、精神203万人）

一般就労への移行の現状

① 特別支援学校から一般企業への就職が約 30．1％　就労系障害福祉サービスの利用が約 30．2％
② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間 1．3 ％（H15）　→　4．3％（H29）
※　就労移行支援からは27．0％（H29）

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

・就労移行支援	約　3．3万人
・就労継続支援A型	約　6．9万人
・就労継続支援B型	約24．0万人

（平成30年3月）

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行

1,288人	H15	1.0
2,460人	H18	1.9 倍
3,293人	H21	2.6 倍
4,403人	H22	3.4 倍
5,675人	H23	4.4 倍
7,717人	H24	6.0 倍
10,001人	H25	7.8 倍
10,920人	H26	8.5 倍
11,928人	H27	9.3 倍
13,517人	H28	10.5倍
14,845人	H29	11.5倍

就　職

企　業　等

雇用者数
約49．6万人
（平成29年6月1日）
＊50人以上企業

ハローワークからの紹介就職件数
97，814件
※A型：20,825件
（平成29年度）

777人/年

特別支援学校

卒業生21,292人（平成29年3月卒）

就職　6,411人/年

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ、学校基本調査、障害者雇用状況調査、患者調査、生活のしづらさなどに関する調査　等

一般就労への移行者数・移行率の推移（事業種別）

○　就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、毎年増加しており、平成29年度では約1．5万人。
○　一般就労への移行率を見ると、就労移行支援における移行率は大きく上昇、就労継続支援A型では微増、就労継続支援B型では横ばい。

＜一般就労への移行者数の推移＞

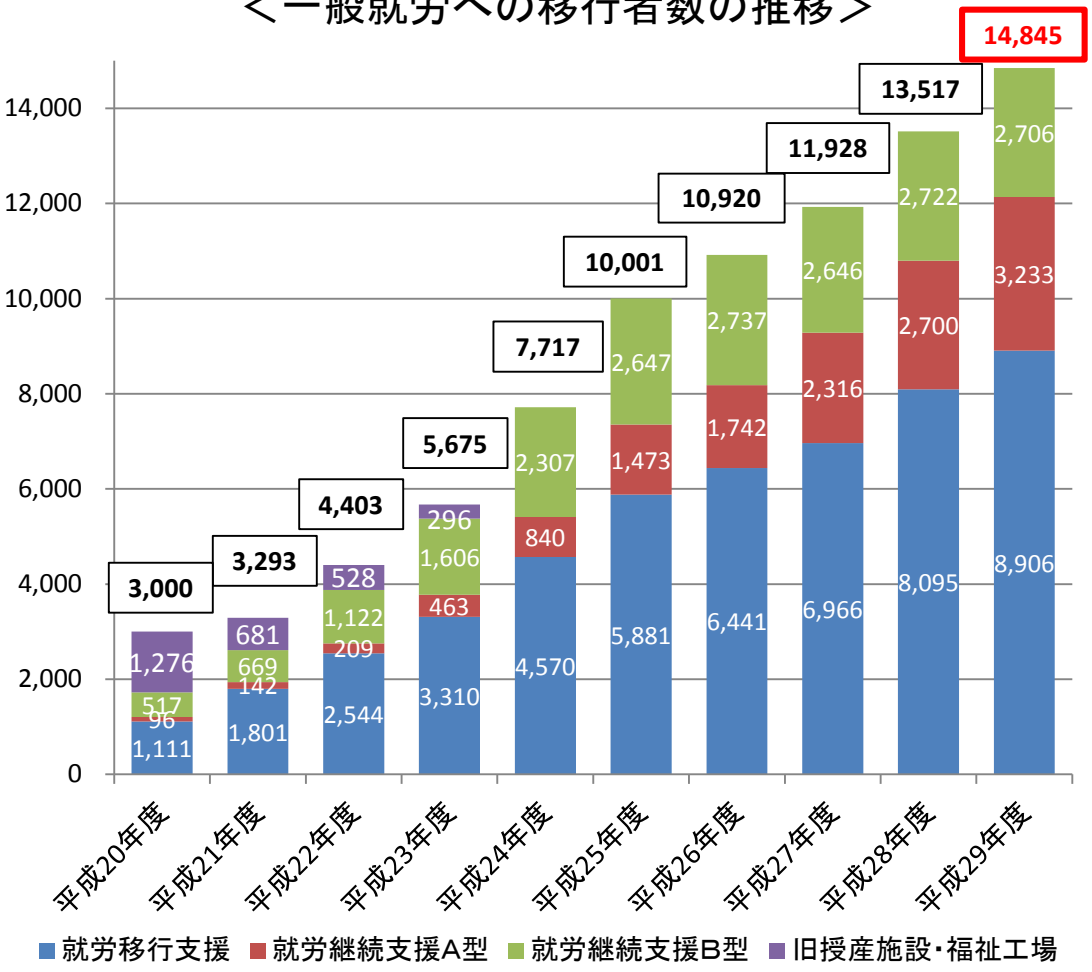

【出典】社会福祉施設等調査

＜一般就労への移行率の推移＞

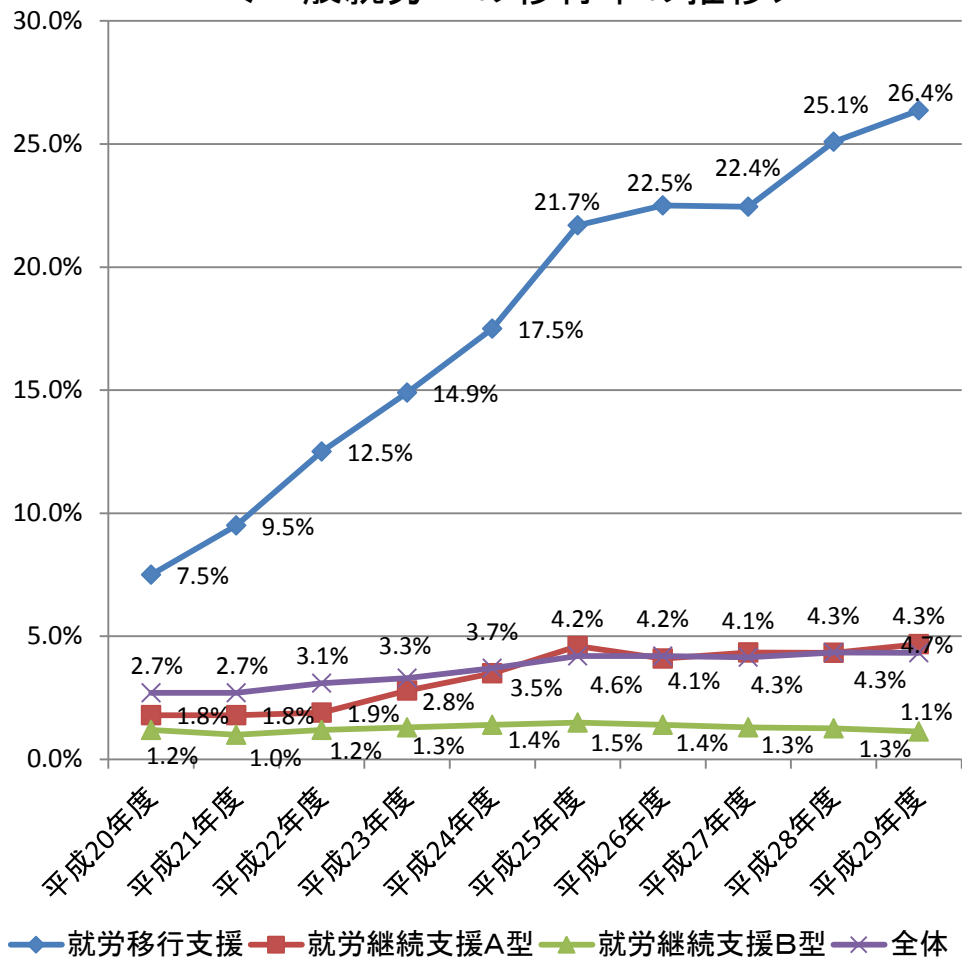

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ

【参考①】就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する現状について

○　就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成27年度実績で平成24年度実績の約1.7倍（14,185人）となっている。

○　平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数（約1,900人）から推計すると、平成29年度においては、第4期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成」をおおよそ満たすことが見込まれる。

成果目標

○　第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向等（平成25年度から平成27年度にかけての一般就労への移行者数の平均増加数の実績（約1,900人））を踏まえつつ、以下のような成果目標としてはどうか。

※　今後の一般就労への移行に対する施策効果をどう考えるか。

【成果目標】

平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

（参考）基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期（平成18～23年度）	第3期（平成24～26年度）	第4期（平成27～29年度）	第5期（平成30～32年度）
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1．5倍以上
都道府県障害福祉計画	4倍	4．2倍	2倍	—

【参考②】障害者雇用の状況

（平成29年6月1日現在）

○ 民間企業の雇用状況
雇用者数 49.6万人 （身体障害者33.3万人、知的障害者11.2万人、精神障害者5.0万人）
実雇用率 1.97% 法定雇用率達成企業割合 50.0%

○ 雇用者数は14年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。

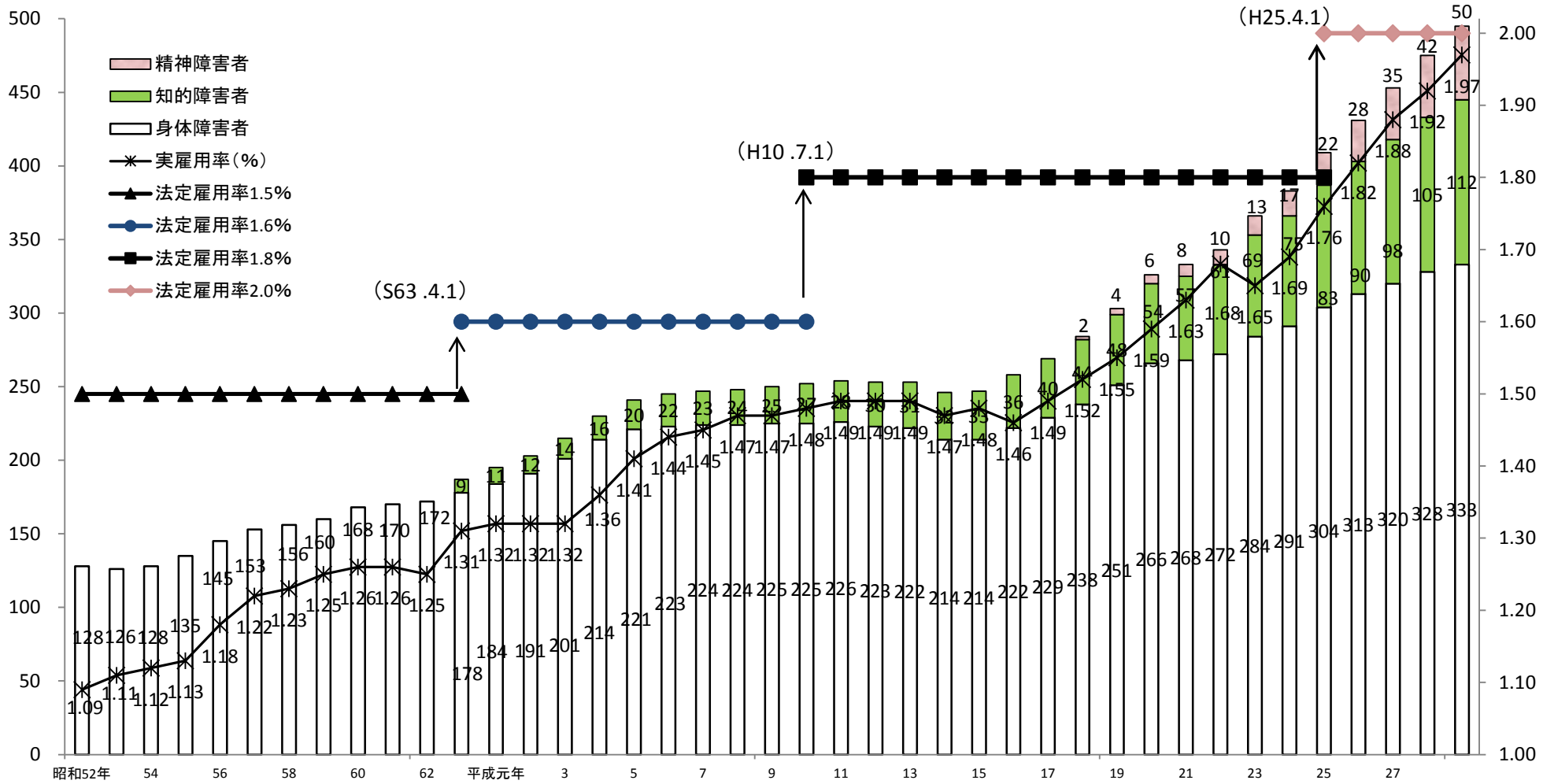

就労系障害福祉サービス（概要）

30.4～

	① 就労移行支援事業 (規則第6条の9)	②－1 就労継続支援A型事業 （規則第6条の10第1項）	②－2 就労継続支援B型事業 （規則第6条の10第2項）	③ 就労定着支援事業 (規則第6条の10)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 （標準利用期間：2年） ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 （利用期間：制限なし）	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 （利用期間：制限なし）	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 （利用期間：3年）
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
報酬単価	500～1，089単位／日 ＜定員20人以下の場合＞ ※定員規模に応じた設定 ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬	322～615単位／日 ＜定員20人以下、人員配置7.5：1の場合＞ ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均労働時間が長いほど高い報酬	562～645単位／日 ＜定員20人以下、人員配置7.5：1の場合＞ ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均工賃月額が高いほど高い報酬	1，040～3，200単位／月 ＜利用者数20人以下の場合＞ ※利用者数に応じた設定 ※就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）が高いほど高い報酬
事業所数	3，315事業所 （国保連データ平成30年9月）	3，781事業所 （国保連データ平成30年9月）	12，099事業所 （国保連データ平成30年9月）	204事業所 （国保連データ平成30年9月）
利用者数	34，262人 （国保連データ平成30年9月）	69，326人 （国保連データ平成30年9月）	249，029人 （国保連データ平成30年9月）	1，207人 （国保連データ平成30年9月）

就労系障害福祉サービスの利用者数（障害種別）の変化

○　就労移行支援、就労継続支援A型は、
- 平成20年度は、知的障害者の割合が高い
- 平成29年度は、精神障害者の割合が高い

○　一方、就労継続支援B型は、
- 平成20、29年度ともに、知的障害者の割合が最も高く、その割合はほぼ変わっていない

就労移行支援

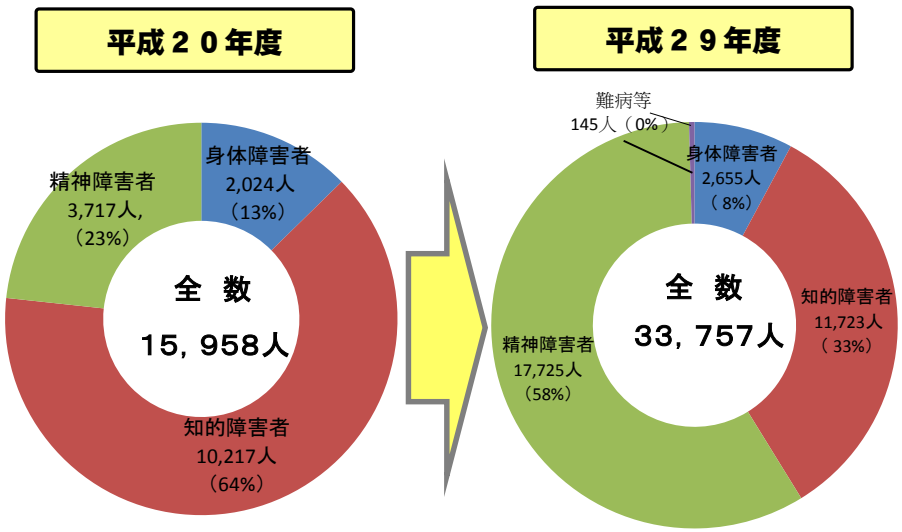

就労移行支援A型

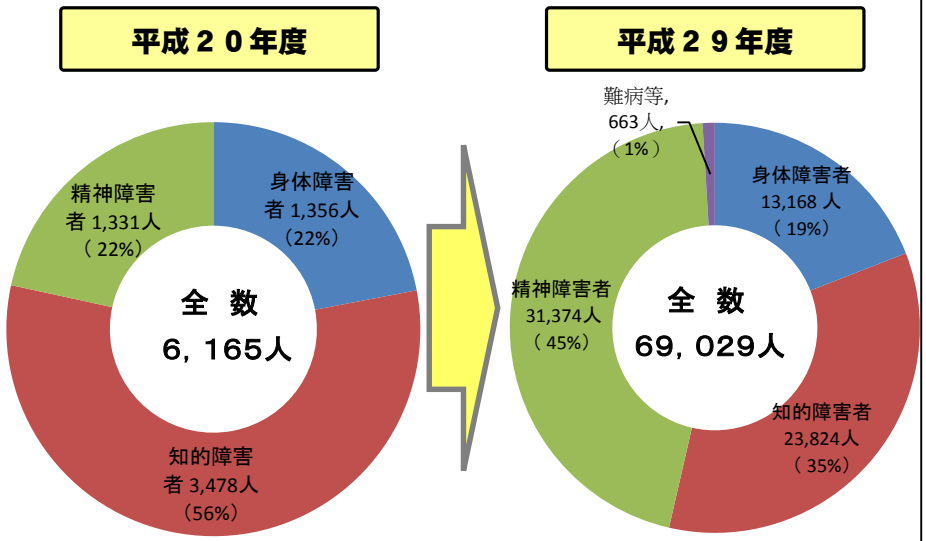

就労移行支援B型

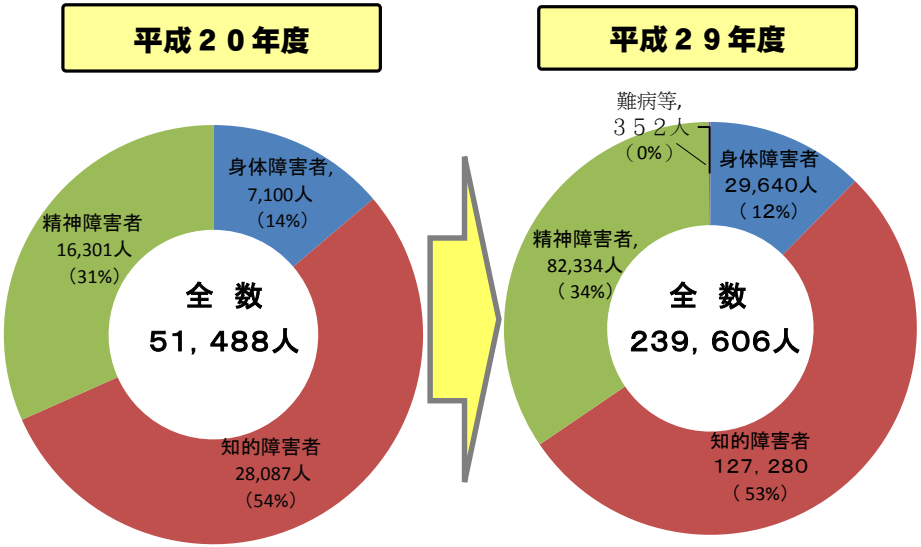

【参考③】就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱い（推移）

～平成23年度

就労移行支援、就労継続支援ともに、
職場実習や求職活動、在宅就労など、事業所以外の場所での活動（施設外支援）の一形態として、年間180日を限度として、一定の要件（注1）を満たす場合に報酬の算定対象としていた。

（注1）
・施設外支援が運営規程に位置づけられていること
・個別支援計画への位置づけ
・日報を作成していること

平成24年度～

就労継続支援事業（A型、B型）において、在宅利用について年間180日間の制限を外し、要件を強化（注2）し制度化。

就労移行支援については、一般就労に向けた訓練を在宅で行う事が想定し難いとして、在宅利用の対象外とした。

平成27年度～

就労継続支援事業（A型、B型）に加え、

就労移行支援についても、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ない場合には、在宅利用を認める。

平成30年度～

就労移行支援、就労継続支援ともに
・在宅時生活支援サービス加算の創設
・離島等に居住する在宅利用者に対して報酬算定要件の緩和

就労移行支援事業についても在宅で支援を行いたいとの要望。
→H24～H27「在宅における就労支援の在り方研究会」にて調査研究を実施し検討

（注2の要件）
① 常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
② 1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
③ 緊急時の対応ができること。
④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
⑤ 事業所職員による訪問又は利用者による通所により評価等を1週間につき1回は行うこと。
⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。
⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて ⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない。

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組

○　国等は、障害者優先調達推進法(注)に基づき、毎年度、次の取組により、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進。

注：平成25年4月1日施行（平成24年6月20日成立（議員立法））

①　**調達目標を含む毎年度の調達方針を策定**し、公表

②　調達方針に基づき、物品等の調達を行い、**年度終了後、調達実績を公表**

① 調達方針の策定・公表 → ② 調達方針に基づく調達の実施 → 調達実績の公表

主な障害者就労施設等

- 就労継続支援事業所（A型・B型）
  企業での就労が困難な障害者に、働く場の提供等を行う障害福祉サービス事業所
- 就労移行支援事業所
  企業への就労を希望する障害者に、必要な訓練等を行う障害福祉サービス事業所
- 特例子会社
  障害者雇用に特別の配慮をし、一定基準を満たすものとして厚生労働大臣に認定された会社

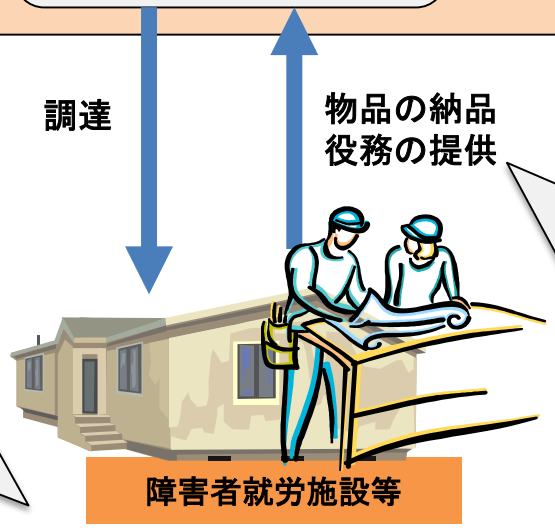

主な調達内容

【物品】
- 事務用品、書籍（筆記具、用紙、書籍等）
- 食料品、飲料
- 小物雑貨（記念品、清掃用具、防災用品等）

【役務】
- 印刷（ポスター、チラシ、封筒等の印刷）
- 清掃、施設管理
- 情報処理、テープ
- 飲食店等の運営（売店、食堂等）

※　国のほか、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人においても同様の取組を実施

【参考④】障害者就労施設等からの調達実績

（平成25年度(法施行後)から平成29年度）

○ 平成29年度分の調達実績が次の状況にあることからも、**法に基づく取組が着実に浸透。**

- 国、独法等、都道府県、市町村、地方独法の各合計額において、すべて前年度を上回る
- 全体の合計額についても、法施行後、４年連続で増加

平成30年12月18日現在

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		増減（28’→29’）	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国	2,628	5．6億円	4,491	6．38億円	4,878	6．44億円	5,769	8．17億円	5,875	8．51億円	106	＋0．34億円
独立行政法人等	3,062	6．9億円	4,474	8．24億円	5,052	9．96億円	5,819	10．40億円	6,847	13．15億円	1,028	＋2．75 億円
都道府県	14,596	21．4億円	18,368	25．91億円	21,537	26．71億円	23,640	25．16億円	24,814	27．51億円	1,174	＋2．35億円
市町村	43,481	86．6億円	57,974	106．05億円	68,613	110．57億円	79,861	123．85億円	95,288	124．22億円	15,427	＋0．37億円
地方独立行政法人	1,150	2．5億円	3,751	4．67億円	2,783	3．55億円	2,001	3．57億円	85,080	3．90億円	83,079	＋0．33億円
合　計	64,917	123．0億円	89,058	151．25億円	102,863	157．23億円	117,090	171．15億円	217,904	177．29億円	100,814	＋6．14億円